

水防活動への協力に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）及び総武工業株式会社以下「乙1」という。）、有限会社小栗製作所（以下「乙2」という。）、関根鋼材株式会社（以下「乙3」という。）（以下、乙1から乙3までの総称を「乙」という。）は、浦安市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、浦安市で災害発生時等において、効率的・効果的な水防活動を行うため、相互に協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害で、甲が浦安市地域防災計画に基づき、本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 平常時における甲が別に定める水防活動に関すること。
- (2) 次項の陸閘の操作に関すること。
- (3) 相互の連絡調整に関すること。

2 陸閘の操作については、別に定める「港・鉄鋼通り陸閘操作管理規則（平成26年）第3条第1項（以下「操作管理規則」という。）により閉鎖の操作を行うものとする。ただし、乙の営業時間内に限るものとする。

3 甲が乙に協力を要請する際には、災害発生時等における活動の内容、実施方法について、随時連絡を密にし、要請の可否を判断する。

（協力要請）

第4条 甲は、災害発生時等に必要が生じたときは、乙に対し、電話により要請を行うものとする。

（責任の所在）

第5条 陸閘の操作管理に起因する事故について、操作管理規則に基づく操作管理により発生したものは甲が責任を負う。

2 操作員の安全確保のために陸閘の閉鎖操作を行わなかった場合に、第三者が損害を受

けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙のいずれからも解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月11日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市

浦安市長 内田悦嗣

乙

乙1 浦安市鉄鋼通り一丁目6番4号

総武工業株式会社

代表取締役 那須勝博

乙2 浦安市鉄鋼通り一丁目7番11号

有限会社小栗製作所

代表取締役社長 小栗澄子

乙3 浦安市鉄鋼通り二丁目4番2号

関根鋼材株式会社

代表取締役 関根信行